

株式会社 GUTS 行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、従業員がその能力を發揮し、仕事と子育てを両立させることが出来る育児休業制度の拡充と周知を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～ 令和6年2月28日までの 2年間

2. 内容

目標1：令和4年6月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年5月～ 社員へのヒアリング、導入の検討開始
- 令和4年6月～ 制度の導入、規程配布などによる社員への周知

目標2：令和4年6月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和4年5月～ 社員へのヒアリング、導入の検討開始
- 令和4年6月～ 制度の導入、規程配布などによる社員への周知

目標3：入社1年目から4年目の正社員の有給付与日数を1年度あたり、一律15日間とする制度を導入する。

<対策>

- 令和4年3月～ 社員へのヒアリング、導入の検討開始
- 令和4年4月～ 制度の導入、規程配布などによる社員への周知